

江戸川区生活一時資金貸付条例

(目的)

第一条 この条例は、生活資金が一時不足する区民に対し、生活一時資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、その生活の安定を図ることを目的とする。

(貸付けの資格)

第二条 資金の貸付けを受けることのできる者は、江戸川区内（以下「区内」という。）に住所を有し、住民基本台帳に記録され、かつ、記録後三箇月以上を経過している者で、次の各号の要件を備えていなければならない。

一 災害、疾病その他江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める理由により生活資金が一時不足する者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による扶助を受けている者及び公務員共済組合その他自己の所属する団体の共済事業就労制度による生活資金等の貸付けの対象となる者を除く。）で資金を他から借り受けることが困難であること。

二 世帯主であること。

三 現に、江戸川区母子福祉生活一時資金貸付条例（昭和四十年三月江戸川区条例第十四号）による資金（以下「母子福祉生活一時資金」という。）の貸付けを受けていないこと。

(貸付金の限度額)

第三条 資金の貸付額は、一世帯について三十万円以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、五十万円まで貸し付けることができる。

(追加貸付け)

第三条の二 現に資金の貸付けを受けている者は、区長が特に必要と認める場合に限り、前条に規定する貸付限度額から、現に貸付けを受けている額を控除して得た額の範囲で、追加貸付けを受けることができる。

(貸付けの申込み)

第四条 資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより区長に申し込まなければならない。

(貸付け)

第五条 区長は、前条の申込みがあつたときは、調査のうえ、必要と認める者に対し、予算の範囲内において資金を貸し付ける。

(貸付金の利率等)

第六条 資金の貸付利率は、年一・五パーセントとする。ただし、貸付金に対する利子に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還期間・方法)

第七条 資金の償還期間は、貸付けの日の属する月の翌月から起算して二十五箇月以内とする。

2 償還方法は、原則として均等月賦償還とし、いつでも繰上償還することができる。

(資金の返還)

第八条 区長は、資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限の利益を喪失させ、元利金の全額を直ちに返還させることができる。

- 一 偽りの申込み又は不正の手段により貸付けを受けたとき。
- 二 償還金の支払いを継続して怠つたとき。

(延滞金)

第九条 区長は、借受人が償還期限までに貸付金を償還しないとき、又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、償還すべき延滞元金に対し年七・三パーセントの割合をもつて、償還期限の翌日から償還当日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、貸付金に対する延滞金に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(償還の免除)

第十条 区長は、借受人が死亡その他特別の理由により貸付金の償還ができなくなつたと認められるときは、貸付金の償還未済額、利子及び延滞金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(保証人)

第十一条 資金の貸付けを受けようとする者は、原則として区内に住所を有し、次の各号の要件を備える連帯保証人一人以上を立てなければならない。

- 一 母子福祉生活一時資金の貸付けを受けていないこと。
- 二 この資金の貸付けについて他に保証していないこと。
- 三 生活保護法による扶助を受けていないこと。

2 前項の場合において、資金の貸付けを受けようとする者は、自己の立てようとする連帯保証人と、この資金の貸付けについて相互に保証をすることはできない。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

江戸川区生活一時資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区生活一時資金貸付条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付理由)

第二条 条例第二条第一号に定める貸付理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 本人又は同居の親族の疾病又は負傷により、治療に要する費用等に困窮するとき。
- 二 同居の子弟が、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は大学等に入学（入園）し、その入学（入園）支度等の費用に困窮するとき。
- 三 災害等により、住宅又は家財に被害を受けたとき。
- 四 本人若しくは同居の親族の結婚又は本人の営む葬祭等のため支出を要するとき。
- 五 本人又は同居の親族が、区内転居するに際し、借家又は借間の契約の費用に困窮するとき。
- 六 借家又は借間の契約更新の費用に困窮するとき。
- 七 食糧その他日常の生活必需品の購入費用に困窮するとき。
- 八 本人又は同居の親族の就職のため支出を要するとき。
- 九 本人又は同居の親族がやむを得ない理由により、旅行するため支出を要するとき。
- 十 前各号に定めるもののほか、区長が貸付けを必要と認めるとき。

第三条 条例第三条ただし書に定める区長が特に必要と認める場合とは、前条第一号から第六号までの規定のいずれかに該当する場合をいう。

第三条の二 条例第三条の二に定める区長が特に必要と認める場合とは、資金の償還期間中に更に資金の借受けを必要とする緊急の理由が生じた場合をいう。ただし、正当な理由なく資金の償還が滞っている者については、この限りでない。

(貸付けの申込み)

第四条 条例第四条の規定に基づく貸付けの申込みは、別記第一号様式の申込書による。

2 前条による申込みをしようとする者は、第一項の申込書に事実を明らかにする書類を添えて区長に提出しなければならない。

(貸付決定通知)

第五条 区長は、前条に規定する貸付けの申込みがあつたときは、貸付けの資格要件等について審査のうえ、貸付けをするものと決定したときは、別記第二号様式の通知書により申込者に通知する。

2 区長は、貸付けをしないものと決定したときは、別記第三号様式の通知書により申込者に通知する。

(資金の交付)

第六条 前条の規定に基づく貸付決定の通知を受けた申込者は、別記第四号様式の借用証書に本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の借用証書の提出があつたとき資金を交付する。

(償還の免除理由)

第七条 条例第十条に規定する特別の理由とは、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による生活扶助を受けることとなったとき。
- 二 区長がやむを得ないと認めたとき。

（償還の免除申請）

第八条 償還の免除を受けようとする借受人は、別記第五号様式の申請書に償還の免除を必要とする事項を証する書類を添付して、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、償還の免除を決定したときは、別記第六号様式の通知書により、償還を免除できないと決定したときは、別記第七号様式の通知書により、申請者に通知する。

（資金の返還）

第八条の二 区長は、借受人について、条例第八条各号のいずれかに該当する事由があるときは、借受人及びその連帯保証人に対し、期限の利益を喪失させ、一括返還させる旨の通知をしなければならない。

- 2 条例第八条第二号に規定する償還金の支払いを継続して怠ったときとは、六箇月以上怠った場合とする。

（届出事項）

第九条 借受人（本人死亡の場合は、相続人。）は、次の各号の一に該当するときは、別記第八号様式の届出書によりすみやかに区長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は保証人が住所若しくは氏名を変更したとき。
- 二 借受人又は保証人が死亡したとき。
- 三 保証人を変更したとき。

（報告等）

第十条 区長は必要と認めたときは、借受人に報告を求め、また必要な指示をすることができる。

（委任）

第十一条 この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

江戸川区の私債権の管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の私債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、区の私債権の管理の適正を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「区の私債権」とは、金銭の給付を目的とする区の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

2 この条例において「私債権の管理に関する事務」とは、区の私債権について、債権者として行うべき保全、徴収、内容の変更及び消滅に関する事務をいう。

(他の条例との関係)

第三条 区の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第四条 区長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めに従い、区の私債権の徴収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第五条 区長は、区の私債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし、その内容については、区長が別に定める。

(督促)

第六条 区長は、区の私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(専決処分)

第八条 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分に

ついて（平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決）により処理することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、区長は、これを議会に報告しなければならない。

（履行期限の繰上げ）

第九条 区長は、区の私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第十条 区長は、区の私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により区が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、区の私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第十一条 区長は、区の私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約）

第十二条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る区の私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る区の私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に

貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 区長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る区の私債権は、徴収すべきものとする。（免除）

第十三条 区長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約をした区の私債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る区の私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。（放棄）

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
- 二 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- 三 当該債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。